

京都市告示第 /22 号

介護保険法（以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者から，法第115条の23の規定に基づき，当該指定に係る事業所の廃止について，次のとおり届出がありました。

平成19年6月29日

京都市長 榎本 頼兼

事業所名称（介護保険事業所番号）	事業所所在地	届出者	廃止年月日
京都市高雄地域包括支援センター指定介護予防支援事業所 (2600700021)	右京区梅ヶ畑畑町3	財団法人高雄病院	平成19年 3月31日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)